

福知山地方本部

2020年度 集約した18項目を中央本部へ提出 総合労働協約改訂交渉事項

5月26日福知山地方本部は、2020年度総合労働協約改訂交渉における要求について、支部・分会・部会の意見を18項目集約し、中央本部へ提出しました。

①「発令の日の10日以前」を「発令の日の21日以前」に改められたい。(協約第96条)
転勤には、引継ぎや荷物の整理が必要となる。従来の業務を行いつつながら引継ぎ資料の作成及び整理を行う事となり、且つ制服等の被服類についても準備が行えない場合も発生している。更に、引越を伴う場合には、賃貸物件の違約金等が発生する等、負担が発生している。その為、一定の日数を確保すべく、21日以

前の通知とすべきと考える。
②条文中容について、昇職試験合格者については1年ごとの進級ではなく、次期進級時に合格階層の2級と格階層の2級となるよう改められたい。(協約第110条)
間接部門においては、職務階層による要員管理を行っておらず、昇職試験合格者については1年ごとの進級ではなく、次期進級時に合格階層の2級とする事で、同一試験合格者間の賃金の不利益を改善するべきと考える。また、社員のモチベーションの向上に繋がるものと考える。
③欠勤日数について、90日、180日を延長されたい。(協約

第114条)
私傷病による欠勤日数を延長する事で、在職期間を延ばし復職を支援することが可能となる。
④半休の付与対象者のうち「フレックスタイム制が適用される社員」を削除されたい。(協約第153条の3)
フレックスタイム勤務制度と年次有給休暇の取得に関しては、制度上の趣旨が異なる。
⑤保存休暇の使用制限を緩和されたい。(協約第159条)
保存休暇の使用目的は、ごく限定的に限られ、且つ、証明書類も必要な事から、年休の取得状況に依らず使用が行える

ようにするべきと考える。
⑥保存休暇の使用範囲を緩和されたい。(協約第159条)
保存休暇の使用範囲について、自治会活動や消防活動、行政官庁主催の地域活性化活動を含め、地域共生として社員の地元貢献活動をサポートするべきと考える。
⑦「新型インフルエンザに感染し」とあるが、「感染症に感染し」と条文を改められたい。(協約第159条②)
新型コロナウイルス感染症を始め、今後も感染症への対応が必要となる事が想定される。その為、条文を整理し、速やかに対応が行えるように整理をするべきと考える。
⑧検査休暇について一定日数を有給休暇とされたい。(協約第164条8項)
現行、無給休暇として取り扱われているが、2人目等の妊娠であれば、育児との両立も必要で有給休暇により制度の利用を図る。

⑨介護休暇の適用条件を緩和されたい。(協約第164条12項)
介護休暇の適用条件である介護保険法に基づくよう支援又は要介護の認定を受けるまでの期間や要介護状況を勘案し、適用条件を緩和するべきと考える。
⑩災害等異常時における業務指示で、自宅から直接現地に赴く移動時間を勤務時間とされたい。(協約第167条)
災害等の異常時において、直接現地に赴く際については、業務指示のため、移動時間においても労働時間とするべきと考える。
⑪短日数勤務制度1箇月8日の適用対象者を拡大されたい。
短日数勤務制度の適用対象者は、乗務員区所以外でも泊り勤務が中心の社員もいる。その為、1箇月8日についても短日数勤務制度適用対象者全員を対象にするべきと考える。
⑫更年期症状の診断があった際の制度を確立されたい。
女性の採用から一定期間が経過し、運転士等で業務を行う女性が 증가していることから、一定の制度を確立するべきと考える。また、更年期症状は男性にもあり、鬱等の原因ともされていることから、私傷病とは区別した制度の確立を行い、不安の解消を行うべきと考える。
⑬保存休暇の上限を増加されたい。年次有給休暇が取得を行いやすい環境を整備されたい。
年次有給休暇の取得日数が増加しているといえ、あくまで平均日数であり、時期や箇所により時季変更も多くあり、残りも保存休暇となっているが、保存休暇も20日の上限となる人数が増えている。現在の環境を考えると保存休暇の上限を増加するべきか年次有給休暇が取得しやすい環境を会社が責任

をもって整える必要があると考える。他府県の広域エリアから採用しているケースが多々あり、優秀な人材確保のため、寮の利用を可能とし、福利向上を図るべきと考える。
⑭短日数勤務支援金の給付条件を緩和されたい。
現行では、看護休暇等の休暇を1日でも取得すれば短日数勤務支援金がされない。育児をしながら働く環境を整備する一環として、給付条件の緩和を行うべきと考える。
⑮職務乗車証の範囲について、契約社員1年目よりエリアに変更されたい。
契約社員についても、在勤箇所以外での研修もあり、エリア乗車証にする事で、事務の業務も軽減出来るかと考える。
⑯契約社員に寮の利用ができるようにされたい。
他府県の広域エリアから採用しているケースが多々あり、優秀な人材確保のため、寮の利用を可能とし、福利向上を図るべきと考える。

⑰年次有給休暇の連続取得制度を導入されたい。
ワークライフバランスの充実のため、アニバーサリー等で連続取得が行えるように制度の導入をされたい。
⑱勤務間インターバル制度を導入されたい。
努力義務化された勤務間インターバル制度を乗務員以外にも導入し、ワークライフバランスの充実を図るべきと考える。

をもつて整える必要があると考える。他府県の広域エリアから採用しているケースが多々あり、優秀な人材確保のため、寮の利用を可能とし、福利向上を図るべきと考える。
⑭短日数勤務支援金の給付条件を緩和されたい。
現行では、看護休暇等の休暇を1日でも取得すれば短日数勤務支援金がされない。育児をしながら働く環境を整備する一環として、給付条件の緩和を行うべきと考える。
⑮職務乗車証の範囲について、契約社員1年目よりエリアに変更されたい。
契約社員についても、在勤箇所以外での研修もあり、エリア乗車証にする事で、事務の業務も軽減出来るかと考える。
⑯契約社員に寮の利用ができるようにされたい。
他府県の広域エリアから採用しているケースが多々あり、優秀な人材確保のため、寮の利用を可能とし、福利向上を図るべきと考える。